

帯広市番号法に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 5 年 6 月 27 日

帯広市長 米 沢 則 寿

帯広市条例第 17 号

帯広市番号法に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例

第 1 条 帯広市番号法に基づく個人番号の利用に関する条例（平成 27 年条例第 31 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項中「事務は、市長」を「事務は、別表第 1 の左欄に掲げる機関が行う同表の右欄に掲げる事務、別表第 2 の左欄に掲げる機関が行う同表の中欄に掲げる事務及び市長」に改め、同条第 2 項を第 3 項とし、第 1 項の次に次の 1 項を加える。

2 別表第 2 の左欄に掲げる機関は、同表中欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の右欄に掲げる特定個人情報であって自らが保有するものを利用することができる。ただし、番号法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。

第 3 条に次の 1 項を加える。

4 前 2 項の規定による特定個人情報の利用ができる場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

第 3 条の次に次の 2 条を加える。

（特定個人情報の提供）

第 4 条 番号法第 19 条第 11 号の条例で定める特定個人情報を提供することができる場合は、別表第 3 の第 1 欄に掲げる情報照会機関が、同表の第 3 欄に掲げる情報提供機関に対し、同表の第 2 欄に掲げる事務を処理するために必要な同表第 4 欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、当該情報提供機関が当該特定個人情報を提供するときとする。

2 前項の規定による特定個人情報の提供があった場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

（委任）

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附則の次に別表として次の3表を加える。

別表第1（第3条関係）

機関	事務
1 市長	家族介護用品支給事業の給付に関する事務であって規則で定めるもの
2 市長	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）による地域生活支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの
3 市長	帯広市重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費特別給付金条例（昭和48年条例第36号）による重度心身障害者等の医療費助成に関する事務であって規則で定めるもの
4 市長	児童福祉法（昭和22年法律第164号）による小児慢性特定疾病児日常生活用具給付事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの
5 市長	生活に困窮する外国人に対する生活保護法（昭和25年法律第144号）に準じて行う保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給、被保護者健康管理支援事業の実施、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの
6 市長	帯広市重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費特別給付金条例によるひとり親家庭等の医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
7 市長	ひとり親家庭等を対象とした給付金等の支給に関する事務であって規則で定めるもの
8 市長	帯広市乳幼児等医療費特別給付金条例（昭和47年条例第25号）による乳幼児等の医療費助成に関する事務であって規則で定めるもの
9 教育委員会	就学援助に関する事務であって規則で定めるもの

別表第2（第3条関係）

機関	事務	特定個人情報
1 市長	家族介護用品支給事業の給付に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
2 市長	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための	地方税関係情報、生活保護関係情報、公的給付支給等口座登録簿関係情報であ

	法律による地域生活支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	って規則で定めるもの
3 市長	帯広市重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費特別給付金条例による重度心身障害者等の医療費助成に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報、生活保護関係情報、住民票関係情報、障害者関係情報、公的給付支給等口座登録簿関係情報であって規則で定めるもの
4 市長	児童福祉法による小児慢性特定疾病児日常生活用具給付事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報、住民票関係情報、生活保護関係情報、中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの
5 市長	生活保護法による保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給、被保護者健康管理支援事業の実施、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	生活に困窮する外国人に対する生活保護法に準じて行う保護の実施又は就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報、健康増進法(平成14年法律第103号)による健康増進事業の実施に関する情報であって規則で定めるもの
6 市長	生活に困窮する外国人に対する生活保護法に準じて行う保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給、被保護者健康管理支援事業の実施、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第19条に掲げる情報、健康増進法による健康増進事業の実施に関する情報であって規則で定めるもの
7 市長	帯広市重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費特別給付金条例によるひとり親家庭等の医療費の助成に関する事務	戸籍関係情報、地方税関係情報、住民票関係情報、医療保険給付関係情報、公的給付支給等口座登録簿関係情報であって規則で定めるもの

	であって規則で定めるもの	
8 市長	ひとり親家庭等を対象とした給付金等の支給に関する事務であって規則で定めるもの	戸籍関係情報、地方税関係情報、児童扶養手当関係情報、公的給付支給等口座登録簿関係情報であって規則で定めるもの
9 市長	帯広市乳幼児等医療費特別給付金条例による乳幼児等の医療費助成に関する事務であって規則で定めるもの	医療保険給付関係情報、地方税関係情報、住民票関係情報、公的給付支給等口座登録簿関係情報であって規則で定めるもの

別表第3（第4条関係）

情報照会機関	事務	情報提供機関	特定個人情報
1 市長	生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	教育委員会	学校保健安全法（昭和33年法律第56号）による医療に要する費用についての援助に関する情報であって規則で定めるもの
2 市長	生活に困窮する外国人に対する生活保護法に準じて行う保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	教育委員会	学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する情報であって規則で定めるもの
3 教育委員会	就学援助に関する事務であって規則で定めるもの	市長	地方税関係情報であって規則で定めるもの

第2条 帯広市番号法に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を次のように改正する。

別表第1及び別表第2中「乳幼児等」を「子ども」に改める。

附 則

この条例は、令和6年2月1日から施行する。ただし、第2条の規定は令和6年4月1日から施行する。